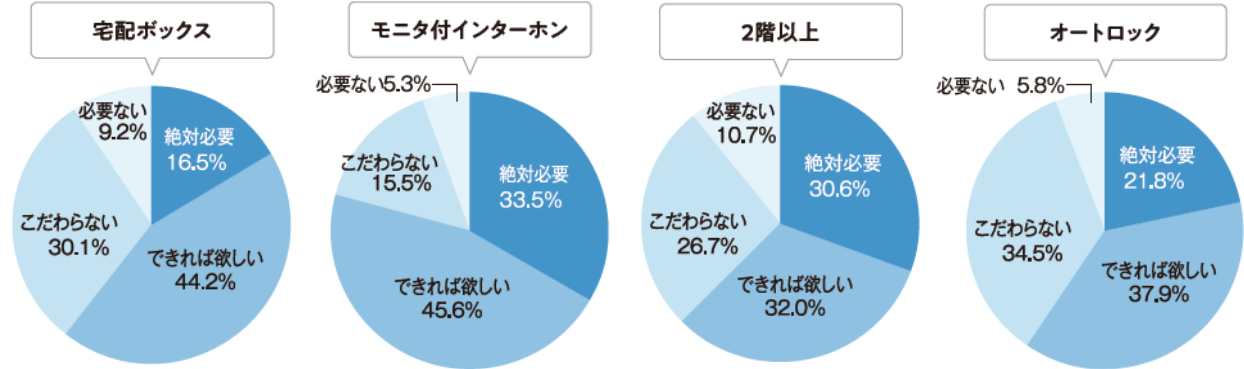


理想の住まい

「2階以上」と「モニタ付インターホン」が人気!

それぞれの設備などが
どの程度必要かお答えください

(一人暮らし経験ありの方のみ回答/択一)



プラスアルファ!

人気のカラーランキング

(一人暮らし経験ありの方のみ回答/複数回答)

外観もリビングの床も明るい色が人気! 外観では、グレーや黒などの落ち着いた色も支持を集めている。

外観

1位 白	64.1%
2位 ライトブラウン	39.3%
3位 ダークブラウン	30.6%
4位 グレー	27.7%
5位 黒	16.5%

リビングの床

1位 ライトブラウン	65.5%
2位 ダークブラウン	42.2%
3位 白	31.1%
4位 グレー	8.7%
4位 黒	8.7%

※アットホーム「消費者アンケート」調べ

新年のご挨拶

謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。
旧年中は多大なるご支援ご愛顧を賜り厚く御礼を申し上げます。

本年も、社員一同皆様へ満足していただくサービスを提供できる様
邁進して参る所存でございます。

皆様にとりまして素晴らしい2020年となりますよう
お祈り申し上げます。



ASSiST

株式会社アシスト

・城南管理部
東京都世田谷区三軒茶屋1-37-8-10F
TEL : 03-5779-7700
・城西管理部
東京都中野区中野2-18-5
TEL : 03-5328-8288

令和2年度 税制改正大綱発表

新年明けましておめでとうございます。今年もオーナーズアシストでは、「不動産」「建築」「税」について、オーナーの皆さまにお役立ていただける情報を一生懸命発信して参ります！ 昨年12月に令和2年度税制改正大綱が発表になりました。今月号ではその一部を抜粋してご紹介いたします。

「住宅ローン控除」の取り扱いの見直し

【現行制度】

⇒「住宅ローン控除」を適用開始した年から3年目に旧住宅を売却した場合には「居住用財産の3000万円特別控除」「10年超所有軽減税率の特例」「特定居住用財産の買換え特例」との重複適用ができる。

【令和2年4月1日以降の譲渡】

⇒重複適用不可

住宅ローン控除が縮小され所得税の増税となります。※上記重複利用が可能なケースについてが対象です。

国外財産調書制度の見直し

【現行制度】

⇒海外にある預金、不動産、証券の保有状況のみを年1回報告することを義務付けている。

【令和2年以後の所得税】

⇒現行制度の内容に加えて、海外にある預金の入出金、不動産の購入売却、賃貸借などの取引実態のわかる情報の保管が求められる。

⇒国外財産に係る過少申告加算税等の軽減措置の廃止

⇒国外財産に係る過少申告加算税等が5%⇒10%に増税

海外不動産を使った節税スキームの防止に繋がります。

「居住用賃貸建物」の所得等に係る消費税の仕入れ税額控除（消費税還付）の見直し

⇒令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合を対象として、

「居住用賃貸建物」の課税仕入れについては、仕入れ税額控除を認めないこととする。

※居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については引き続き仕入れ税額控除制度の対象とする。

マンションアパートを建築した場合の消費税還付スキームの防止に繋がります。

その他、固定資産税、不動産取得税、登録免許税の軽減措置は令和2年以降も2年間延長となる見込みですが、ご紹介した3点については増税や制度見直しによる節税スキームの防止が目立つ内容となりました。

不動産と税に関するご相談もお気軽にご相談ください。本年も宜しくお願い致します。

